

手形帳・小切手帳発行の外部委託について

平素より館山信用金庫をご愛顧いただき、誠にありがとうございます。

当金庫では、**令和6年9月より**各種手形帳・小切手帳等の発行を、(株)しんきん情報サービスへ**外部委託**することとなりました。

つきましては、下記の点にご留意いただきますよう、お客様のご理解とご協力を、よろしくお願い申し上げます。

①券面デザインの変更について

- ・外部委託により、手形・小切手の**券面デザイン**が信用金庫共通様式へと**変更**になります。
- ・なお、従来のデザインのものにつきましても**引き続き有効**となりますので、ご安心ください。



一般小切手（サンプル）



自己宛小切手（サンプル）



約束手形（サンプル）



為替手形（サンプル）

②お届け日数について

- ・発行のご依頼から**お届けまで、1週間ほどお時間**を頂戴いたします。
- ・お手元の残り枚数に、**余裕をもって**お申込みください。

③その他

- ・手形帳・小切手帳の発行にかかるお手数料は、据え置かせていただきます。
- ・電子交換所との送受信に必要な“券面の情報読み取り”のため、**裏面**の注意点・禁止事項をご確認ください。

④電子的決済手段への移行について

金融界は、政府で閣議決定された約束手形の利用廃止と小切手の全面的な電子化に向けて、政府・産業界と連携しながら、**2026年度までに手形・小切手の全面的な電子化を目指して**おり、電子化のメリットは、手続の省力化や管理コストの削減等、支払側と受取側の双方にあります。

この機会に、電子記録債権（でんさい）や、インターネットバンキングからのお振込といった、**電子的決済手段への移行もご検討**くださいますよう、重ねてお願い申し上げます。

本件に関する、当金庫のお問い合わせ先

お取引店

業務部 業務管理課
0470-29-3013



地域と共に、皆様と共に

館山信用金庫
https://www.shinkin.co.jp/tateyama/

「電子交換所」稼働による手形・小切手の記入等について

令和4年11月から電子交換所が稼働し、従来の紙での手形・小切手搬送に代えて、金融機関が券面情報を読み取り電子データ化して、電子交換所を通じて送受信を行っております。

券面の情報を間違いなく読み取るため、引き続き、以下の注意点・禁止事項をご確認頂きますよう、お願い申し上げます。

①記入について

- ・アラビア数字（算用数字）でご記入の場合は、チェックライターを使用し金額の頭部には「¥」記号を、末尾には「※」等の終止符を、3桁毎に「,」を印字してください。
- ・手書き（漢数字）でご記入の場合は下表の漢数字のみを使用し、**楷書で丁寧なご記入をお願い申し上げます。**（**読取不良の原因となりますので、異体字・崩し字の使用はお控えください**）

1			2				3		4			5		6		7		
壱	弍	壹	弍	弍	貳	貳	参	参	四	泗	肆	五	伍	六	陸	七	漆	質
8			9		10		100		1,000			10,000		その他				
八	捌	九	玖	拾	什	百	陌	佰	千	阡	仟	万	萬	金	円	圓	億	也

- ・お届け印は署名（判）の右側に、**重ならないように押印**してください。
- ・印影不鮮明等で印鑑を押し直す場合、不要な印影は**二重線で抹消**してください。

②訂正・禁止事項について

- ・**金額の訂正はできません**ので、新しい用紙を使用してください。
- ・金額以外の訂正は、**訂正箇所**に**二重線のうえ**、**お届け印を捺印**してください。
- ・訂正の記入、捺印等が金額欄や銀行名等、印字（記入）部分に重ならないようにしてください。
- ・記載内容が不鮮明となった場合の**加筆等はおやめください**。
- ・券面への**メモ書き等を行わない**でください。
- ・**金額欄への押印・メモ書き**（復書、補記を含む）**は行わない**でください。

③決済の日数変更について（従来の“4日券”等）

電子交換所の交換決済では、支払場所が遠隔地である手形・小切手も、搬送に必要なだった時間が無くなり支払（交換）提示が早くなることで、従前より**決済時限も早まることあります**ので、従来どおり**手形・小切手の振出後は、支払期日までのご入金**をお願い申し上げます。

本件に関する、当金庫のお問い合わせ先	
お取引店	業務部 業務管理課 0470-29-3013



地域と共に、皆様と共に

館山信用金庫

<https://www.shinkin.co.jp/tateyama/>